

インフルエンザ特措法について

1.基本スタンス

感染拡大を可能な限り抑制し、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすること。

万一の危機管理制度なので、常に措置を講じるものではなく、現状に則して柔軟に講じる。

被害想定は、現行行動計画どおり、
罹患率 25%、致死率は 中等度 0.53%・重度 2.0% とする。

2.指定公共機関を定め国・都道府県と連携

電気通信事業者、電気事業者、ガス事業者、鉄道事業者、航空事業者、貨物自動車運送事業者、船舶運航事業者、日本赤十字社、国立病院機構、医療関係者団体、医薬品等製造販売業者等 82 団体

3.医療体制

海外発生期、地方発生早期は、人口 10 万人に 1 箇所程度設置。

地域感染期以降は、一般の医療機関において診療を実施。

それでも不足する場合、臨時の医療施設を設置。

4.施設の使用制限

「区分 1」感染リスクの高い学校、保育所等は使用制限を行う。

「区分 2」社会生活を維持する必要な施設は、使用制限の対象施設としないが、感染拡大防止の措置を促す。

「区分 3」それ以外の施設は、使用制限にかかるが、面積基準を設ける。

※例外規定として

- ①入場制限（接触しないように）
- ②発熱症状の人は入場禁止
- ③消毒液や手洗い場所の設置による手指消毒の徹底・咳エチケットの徹底
- ④利用者が感染の疑いがある場合、消毒・清掃等の必要な感染予防策の体制構築

5.ワクチン接種対象業者

医療機関、薬局、介護福祉事業者、中央銀行、医薬品製造・卸、医療機器製造・卸、電気、ガス、運送事業者、報道事業者、バス、海運、空港管理、電気通信、郵便、銀行、石油元売、熱供給、金融証券決済事業者（保険、食料品等製造・販売・流通、倉庫、感染性廃棄物処理、対策に従事する公務員）